

## 独立行政法人奄美群島振興開発基金会計監査人候補者名簿作成に至るまでの審査経過等の公表について

平成 29 年 1 月 25 日  
独立行政法人  
奄美群島振興開発基金

このたび、主務大臣（国土交通大臣及び財務大臣）から当基金の会計監査人として、有限責任監査法人トーマツ（東京都港区港南二丁目 15 番 3 号）を選任した旨の通知がありました。

なお、当基金における会計監査人候補者名簿の作成経緯は、次のとおりです。

### 1. 選定経過

(1) 平成 28 年 10 月 7 日 公告（ホームページ上で企画書を公募）

※ 平成 28 年度から 30 年度までの監査を前提とした公募を実施。ただし、毎年度、主務大臣の選任を受けなければならないため、契約は単年度契約とする（29 年度以降の会計監査人として不適当と考えられる場合は、見直すこととする）。

また、監査報酬見積もり費用については、平成 28 年度から 30 年度の平均額をもって評価する。

(2) 平成 28 年 10 月 28 日 企画書提出締め切り（応募 3 者）

(3) 平成 28 年 11 月 4 日 審査委員会開催、第一候補者決定

※ 監査対象期間を平成 28 年度の 1 事業年度とし、平成 29 年度（もしくは 30 年度までの複数年度）の会計監査人の公募については、改めて実施する。

(4) 平成 28 年 11 月 7 日 監事より同意書徴求

(5) 平成 28 年 11 月 11 日 主務大臣あて会計監査人候補者名簿提出

### 2. 選定方法

(1) 会計監査人候補者名簿を作成するため、当基金ホームページにおいて、企画書の募集を行ったところ、有限責任監査法人トーマツ外 2 者から応募があった。

(2) 応募のあった企画書について、審査委員会（内部審査委員 2 名及び外部審査委員 1 名）において、当基金会計監査人候補者選定審査要領に基づき審査を行った。

(3) 審査基準

別紙のとおり

(4) 審査結果

企画書を通じて、応募者の会計監査人として従事する独立行政法人に対す

る会計知識、独立行政法人及び当基金類似の金融業務を実施している民間法人に対する監査実績、監査業務実施体制等を考慮し、有限責任監査法人トーマツを会計監査人第一候補者とした。

(以 上)

(問い合わせ先)

独立行政法人奄美群島振興開発基金総務企画課

電 話 : 0 9 9 7 - 5 2 - 4 5 1 1

F A X : 0 9 9 7 - 5 2 - 4 5 1 4

(別紙)

### 会計監査人候補者選定基準

奄美基金の会計監査にあたっては、独立行政法人会計基準に基づく監査であること、他の独立行政法人とは異なり、奄美群島という特殊な地域を業務区域とし、地域内の中小・零細な事業者に対し保証及び融資業務の2つの政策金融業務を営んでいること及び業務毎に区分経理を行うこととされているという事情を踏まえ、以下を基本として選考する。

#### (1) 監査能力

独立行政法人会計基準に精通した検査能力が高い者であることが必要であるため、

- ① 独立行政法人の会計監査人の経験があること
- ② 同業種の会社の会計監査人であること

を基準とする。

#### (2) 監査費用

監査費用が低廉であることが必要であるため、

- ① 監査費用総額が低廉であること
- ② 初年度固有手続きに係る費用を除いた監査費用総額が低廉であること
- ③ 1時間当たりの費用が低廉であること

を基準とする。

#### (3) 監査体制

これまでの監査実績（新規参入者、経験者別）と比べて、メンバー構成、従事人数（公認会計士人数）、実施方法及びスケジュールに著しい乖離がなく、これらの要素に基づいて積算された総監査日数が監査実績（新規参入者監査、経験者監査別総執務時間）と比較して相応であることを基準とする。

#### (4) その他（減算項目）

過去1年間（前年度4月以降）において、監査業務について金融庁からの処分その他これに準ずる事象の発生の有無を基準とする。

なお、過去1年間（前年度4月以降）において、上記の処分を2回以上受けた場合は、審査の対象外とする。

(以 上)